

堆肥を他者に渡す場合は、 有償・無償を問わず、 届出が必要です！



肥料の品質の確保などに関する法律に基づき、
自ら生産した堆肥を

① 他者に渡す場合は、
有償・無償を問わず、
生産業者としての届け出が
必要です。

② また、有償で他者に渡す場合は、
販売業者としての届け出も
必要です。

届出に関する手続については、販売する事業所(市町村)を管轄する
各農務事務所へ各種書類を届け出てくださいようお願いします。

【必要な書類(生産業者)】

- ・特殊肥料生産業者届
- ・生産工程
- ・原料購入先
- ・登録簿謄本または住民票
- ・地図(販売場所、保管場所の案内地図)
- ・含有成分分析証



【必要な書類(販売業者)】

- ・販売業務開始届け
- ・販売する肥料の名称
- ・登録簿謄本または住民票
- ・地図(販売場所、保管場所の案内地図)



※詳細はそれぞれQRコードを読み取ってください。

異状をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018